

(様式第1号)

平成 年 月 日

大阪市港区長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(団体の場合は団体名及び代表者名を記入)

### 港区キャラクター使用承認申請書

港区キャラクターを次のとおり使用したいので申請します。

なお、申請にあたり裏面記載の遵守事項を確認し、使用の際はこれを遵守します。  
また、キャラクター使用において発生した損失について、貴区役所に補償等の要求はしません。

使用区分 *該当する場合に をつけてください	1 印刷物 (チラシ・ポスター・パンフレット・名刺等) 2 看板・店舗壁面等 3 Web 上の使用 4 販促用の景品 5 商品 6 その他
具体的な内容 *数量・サイズ・配布場所・掲示場所などを記載してください *商品の場合は種類、点数、数量、サイズ、販売価格、販売場所、販売先等を記載してください	
利用期間(商品の場合は2年以内)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
キャラクター名の記載場所	
連絡先	担当者名： 電話番号： E-mail：

添付書類 利用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿、イメージ画等)

## 〔使用上の遵守事項〕

- ( 1 ) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと
- ( 2 ) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- ( 3 ) 区長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- ( 4 ) 港区のキャラクターであることを明示すること
- ( 5 ) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに区長へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって変えることができるものとする。
- ( 6 ) 商標登録出願を行わないこと
- ( 7 ) 商品の場合、商品名に「みなりん」を使用しないこと

(様式第2号)

平成 年 月 日

大阪市港区長 様

申請者 住所  
氏名 印

(団体の場合は団体名及び代表者名を記入)

港区キャラクター使用内容変更承認申請書

平成 年 月 日付けで承認を受けた港区キャラクターの使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

なお、申請にあたり裏面記載の遵守事項を確認し、使用の際はこれを遵守します。また、キャラクター使用において発生した損失について、貴区役所に補償等の要求はしません。

前回の承認を受けている申請内容 (変更のある部分だけ記載してください)	変更後の内容
連絡先	担当者名： 電話番号： E-mail：

添付書類

- ・変更する内容がわかる見本等
- ・当初の港区キャラクター使用承認通知書の写し(コピー)

## 〔使用上の遵守事項〕

- ( 1 ) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと
- ( 2 ) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- ( 3 ) 区長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- ( 4 ) 港区のキャラクターであることを明示すること
- ( 5 ) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに区長へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって変えることができるものとする。
- ( 6 ) 商標登録出願を行わないこと
- ( 7 ) 商品の場合、商品名に「みなりん」を使用しないこと

(様式第3号)

大港総推第 号  
平成 年 月 日

(あて先)

様

大阪市港区長

港区キャラクター使用承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました港区キャラクターの使用について、次のとおり承認します。

記

1. 使用区分

2. 使用内容

3. 利用期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. キャラクター名の記載場所

5. 使用上の遵守事項

- (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 区長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (4) 港区のキャラクターであることを明示すること
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに区長へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって変更することができるものとする。
- (6) 商標登録出願を行わないこと
- (7) 商品の場合、商品名に「みなりん」を使用しないこと

担当：港区役所総務課  
(06-6576-9683)

(様式第4号)

大港総推第 号  
平成 年 月 日

(あて先)

様

大阪市港区長

港区キャラクター使用内容変更承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました港区キャラクターの使用内容変更について、次のとおり承認します。

記

1. 使用変更の内容

ただし、上記以外については変更は認めないものとする。

2. 使用上の遵守事項

- (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 区長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (4) 港区のキャラクターであることを明示すること
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに区長へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって変えることができるものとする。
- (6) 商標登録出願を行わないこと
- (7) 商品の場合、商品名に「みなりん」を使用しないこと

担当：港区役所総務課  
(06-6576-9683)

(様式第5号)

大港総推第 号  
平成 年 月 日

(あて先)

様

大阪市港区長

港区キャラクター使用承認不可通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました港区キャラクターの使用について、次の理由により使用を承認しないこととしましたので通知します。

記

承認しない理由

担当：港区役所総務課  
(06-6576-9683)

(様式第6号)

大港総推第 号  
平成 年 月 日

(あて先)

様

大阪市港区長

港区キャラクター使用承認取消書

平成 年 月 日付けで申請のありました港区キャラクターの使用について、次の理由により使用承認を取り消します。

記

取消しの理由